

牡丹山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法及び新潟市いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けいじめ防止にむけた対策を総合的かつ組織的に推進することを目的とする。

2 いじめ防止基本方針

- (1) 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない環境づくりに努める。
- (2) すべての教職員がいじめ未然防止に積極的、組織的に対応するとともに、子どもと共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等関係機関との連携を積極的に進める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や、主観的には些細な行為と判断されるような

場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努めることが必要である。

4 いじめの理解

いじめは特定の児童や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの児童にも、どの学級・学校でも起こりうるものである。また、いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わぬいじめ」については、多くの児童生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、ひいては社会全体としての風土となることが、いじめの未然防止につながる。

5 いじめ防止の方策と対応

(1) いじめの防止

- ① 従来の予防的・課題解決的な指導から、児童一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット「新潟市の生徒指導」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」をもとに、児童の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ② 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。
- ③ 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし生かす教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ④ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないとすることを児童生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- ⑤ いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、児童や保護者に對していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等についてていねいに説明する。
- ⑥ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、児童の人権感覚を育成する。
- ⑦ 教員の言動が児童生徒一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気がつくられたりしないよう、十分注意を払い、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。
- ⑧ 「いじめゼロ」「いじめ見逃しぜロ」を目指す児童会の活動をはじめ、児童の主

体的な取組を積極的に進め、いじめ防止に向けた児童の意識向上を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 児童をよく見る、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
ア 0時間目での児童の様子把握 イ 朝会時の児童の様子把握
ウ 授業中の児童の様子把握 エ 給食中、休憩時間中の児童の様子把握
オ 終会時の児童の様子把握
- ② 児童の話をていねいに聴き取り、その後の対応についても児童の意向を汲みながら児童と一緒に考え、安心感をもたせる。
- ③ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
ア 「ぼたん山の子」等、校内のきまりの活用・指導
イ いじめ防止アンケートの実施（年3回）
ウ 学級力アンケートの実施と活用
エ たより等による情報の共有
- ④ 全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようとする。くれぐれも、特定の教員が安易に「いじめではない」と判断したり、教員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ったりすることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。
ア 職員会議や職員終会での児童の情報交換
イ 児童理解研修会による情報交換
ウ 特別支援教育コーディネーターによる、気になる児童の情報まとめ
- ⑤ インターネットや通信型ゲーム機、スマートフォン等の見つけにくい「いじめ」についても、普段から指導し、児童の状況を把握するように留意する。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめへの対応

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに学年主任・教頭または生活指導主任に報告し、組織で対応する。その場合には、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
なお、いじめが疑われる事案についても、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断するのではなく、複数の教職員によって判断する。
- ② いじめを受けた児童に対して、その日のうちにていねいな聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童の気持ちに寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ③ いじめを受けた児童の保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- ④ いじめを行った児童に対しては、謝罪を急ぐあまり児童生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせずのことなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての自覚を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己

決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

- ⑤ 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防いだり止めさせたりするために一歩踏み出す勇気がもてるようとする。
- ⑥ いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者に対して適切に事実を説明する。
- ⑦ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全部面の確保に努める）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

6 いじめ防止等の対策のための組織（「いじめ・問題行動等対策委員会」）

(1) 設置目的および構成

学校全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、いじめ防止に向け、学校全体でいじめの起きない環境づくりに努める。そのため、「いじめ・問題行動等対策委員会」を設置し、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

＜いじめ・問題行動等対策委員会の構成＞

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・生活指導副任・当該学年主任・当該学級担任（必要に応じて当該学年の担任）・養護教諭
※特別支援教育コーディネーター、学校運営協議会委員（教職経験者）,
警察官経験者、スクールカウンセラー、市教育委員会等

(2) 組織の役割

「いじめ・問題行動等対策委員会」は、学校がいじめの防止等に関する取組について協議するとともに、いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ① いじめの状況を組織として共有する。
- ② いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ③ いじめの対応のための方針や方法、役割分担を協議する。
- ④ 児童への指導を行う。

なお、いじめに関する情報は、「いじめ・問題行動等対策会議」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

また、重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速

に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ ズボン下ろしに遭った場合
- ⑥ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※）

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、たとえ欠席が1日でも、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

(2) 重大事態が発生した場合の初期対応

重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の初期対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

① いじめを受けた児童への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるよう支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

ア 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情をていねいに傾聴する。

イ いじめに係る事実関係を明らかにするため、ていねいな聞き取りを行う。

ウ いじめの解決に向けて、当該児童の意向をていねいに聞き取り、望ましい

解決方法を共に検討する。

- エ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- オ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラー等による心のケアを必要に応じて行う。
- カ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者に、医療機関の受診を勧める。

② いじめを受けた児童の保護者への対応

当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者的心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ア 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- イ 当該児童が受けたいじめに係る事実や、児童の心身の状況についてていねいに説明する。
- ウ いじめの解決に向けて、保護者の意向をていねいに聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- エ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(5) いじめを行った児童及びその保護者への対応

① いじめを行った児童への対応

- ア その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。
- イ いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。
- ウ 当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

② いじめを行った児童の保護者への対応

- エ 我が子の行ったいじめに係る事実をていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。
- オ その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。

(平成27年4月1日策定)

(平成29年4月1日改正)

(平成31年4月1日改正)

(令和3年4月1日改正)